

## 地方独立行政法人広島市立病院機構物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）が地方独立行政法人広島市立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程第1号）が適用される物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。）の提供に係る契約（以下「特定調達契約」という。）を締結する場合における一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）又は指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）の参加資格の審査、等級の決定、競争入札の参加者の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 一般競争入札

#### (一般競争入札参加者の資格の申請)

第2条 理事長は、特定調達契約に係る一般競争入札を行う場合、当該一般競争入札に参加しようとする者に係る資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）について、所定の申請書（以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して提出させることにより、隨時にその審査申請（以下「資格審査申請」という。）を受け付けるものとする。

2 資格審査申請の実施を決定したときは、次に掲げる資格審査申請の方法等を公告するものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格及びその有効期間
- (2) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- (3) 資格審査申請に必要な提出書類並びにその提出期限及び提出先
- (4) 資格審査申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資格審査申請に際して必要と認める事項

3 申請書及び添付書類において用いる言語等は、次のとおりとする。

- (1) 申請書については、日本語とする。添付書類で外国語で記載しているものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 申請書及び添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (一般競争入札参加資格の決定等)

第3条 理事長は、申請書及び添付書類を提出した者（以下「申請者」という。）について、一般競争入札参加資格の有無を別表第2に掲げる契約の種類ごとに決定し、申請者にその旨を、原則として、申請者が申請したE-mailアドレスあてに通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により決定された一般競争入札参加資格を有する者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）のうち、別表第2(3)イに掲げる建築物清掃又は常駐警備の資格を有すると決定された者について、別表第3の規定に基づき審査した審査数値により、別表第4の規定に基づき等級を決定する。

3 第1項の規定により一般競争入札参加資格の有無を決定した場合、資格を有すると認めた者の名簿（以下「資格者名簿」という。）を調製するものとする。

(一般競争入札参加資格の有効期間等)

第4条 一般競争入札参加資格の有効期間は、広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成9年9月12日制定。以下「広島市資格等に関する要綱」という。)に規定する一斉更新受付(以下「一斉更新受付」という。)に係る有効期間の満了の日までとする。ただし、一斉更新受付及び広島市資格等に関する要綱に規定する追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係る資格に限るものとする。当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

2 理事長は、一般競争入札参加資格者において、次に掲げる事項について変更があった場合には、速やかに当該変更があった事項について届け出させるとともに、当該事項を証する書類の提出を求めるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 受任者
- (5) 実印
- (6) 契約手続に使用する印鑑
- (7) その他必要と認める事項

(一般競争入札参加資格の承継)

第5条 一般競争入札参加資格は、次の各号のいずれかに該当する者又は会社に限り承継することができる。ただし、その者が地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱(以下「実施要綱」という。)第2条第1項(第3号、第4号及び第5号に係る部分を除く。)に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相続により一般競争入札参加資格者の営業を承継した者
- (2) 一般競争入札参加資格者から事業又は営業の譲渡を受けた者
- (3) 一般競争入札参加資格者である個人営業者により設立され、当該個人営業者から事業の譲渡を受けた会社であって、当該個人営業者がその会社の代表者に就任した会社
- (4) 一般競争入札参加資格者である会社から事業の全部又は重要な一部を譲り受けた会社
- (5) 一般競争入札参加資格者である会社との合併により設立された会社又は一般競争入札参加資格者である会社との合併後に存続する会社
- (6) 新設分割により一般競争入札参加資格者である会社が設立した会社
- (7) 吸収分割により一般競争入札参加資格者である会社から事業の全部又は一部を承継した会社

2 前項の場合においては、理事長は、一般競争入札参加資格者からその一般競争入札参加資格を承継することを希望する者に、同項各号に該当することを証する書類等を添えた所定の申請書により、承継の申請をさせるものとする。

3 等級の定めのある一般競争入札参加資格者が前項の規定により等級の定めのある一般競争入札参加資格者を承継する場合における承継後の等級については、別に定める。

(一般競争入札参加資格の取消し)

第6条 理事長は、一般競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められると

- きは、第3条第1項の規定により決定された一般競争入札参加資格を取り消すものとする。
- (1) 実施要綱第2条第1項各号（第3号、第4号及び第5号に係る部分を除く。）に該当することとなったとき。
- (2) 本機構に提出された納税証明書（写しを含む。）その他の添付書類が偽造されたものであることが明らかになったとき。
- (3) 一般競争入札参加資格者から一般競争入札参加資格についての辞退の申出があったとき。
- 2 理事長は、一般競争入札参加資格者が前項第1号（実施要綱第2条第1項第1号、第2号及び第6号に係る部分を除く。）から第2号までの規定に類するこの要綱以外の本機構の要綱等の規定により、本機構の競争入札の参加資格を取り消されたときは、当該一般競争入札参加資格者的一般競争入札参加資格を取り消すものとする。
- 3 共同企業体（特定の役務の提供等を目的として、2者以上の者が共同施行方式により当該役務の提供等に係る案件に限って結成する共同企業体をいう。以下同じ。）が第1項第1号（実施要綱第2条第1項第1号、第2号及び第6号に係る部分を除く。）から第2号に規定する競争入札参加資格の取消事由のいずれかに該当する場合は、当該共同企業体の構成員である一般競争入札参加資格者（その取消しの原因たる事実について責めを負わないことが明らかに認められる当該共同企業体の構成員である一般競争入札参加資格者を除く。）的一般競争入札参加資格を取り消すものとする。
- 4 理事長は、前3項（第1項第3号を除く。）の規定に基づき決定を取り消したときは、当該業者に対して書面によりその旨通知するとともに、商号又は名称、所在地、資格取消日並びに本機構の物品等に係る競争入札に参加できない期間及び取消理由を公表するものとする。
- 5 前項の規定に基づく公表は、地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行）に基づく指名停止の措置の例による。
- 6 一般競争入札参加資格を取り消す場合においては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める期間、本機構の一般競争入札に参加することができないものとし、当該期間を経過するまでは、第2条第1項の規定による資格審査申請を認めないものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。
- (1) 第1項第1号（実施要綱第2条第1項第1号、第2号及び第6号に係る部分を除く。）及び第2号の規定による取消し 一般競争入札参加資格の取消しをした日から3年間
- (2) 第1項第1号（実施要綱第2条第1項第1号、第2号及び第6号に係る部分に限る。）の規定による取消し 實施要綱第2条第1項第1号、第2号又は第6号に掲げる者に該当しなくなるまでの間
- (3) 第1項第3号の規定による取消し 一般競争入札参加資格の認定の辞退の申し出があった日から取消前の当該競争入札参加資格の有効期間の満了の日までの間

第6条の2 理事長は、一般競争入札参加資格者が広島市資格等に関する要綱第6条第1項各号（第3号を除く。）の規定に基づき広島市の競争入札の参加資格を取り消されたときは、一般競争入札参加資格を取り消すものとする。

- 2 前項の規定に基づき一般競争入札参加資格を取り消した場合の取扱いについては、第6条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第6条第6項の規定中「3年間」とあるのは、「広島市長が広島市的一般競争入札に参加することができないとした期間の末日までの間」と読み替えるものとする。

(競争入札参加資格を有しない業者への準用)

- 第6条の3 競争入札参加資格を有しない業者（以下「無資格業者」という。）が、実施要綱第2条第1項各号（第3号、第4号及び第5号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると認められる場合の手続きについては、第6条に規定する競争入札参加資格の取消しの手続きを準用する。
- 2 無資格者が、広島市資格等に関する要綱第6条の3第1項の規定に基づき広島市の競争入札に参加させないこととされたときは、一般競争入札に参加させないものとする。この場合の手続については、第6条に規定する一般競争入札参加資格の取消しの手続きを準用する。
  - 3 理事長は、本機構の競争入札に参加させないこととされた無資格業者で、本機構の競争入札に参加することができない期間を経過しない者（以下「入札参加させない無資格業者」という。）が、本機構の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。
  - 4 理事長は、本機構の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受任した入札参加させない無資格業者以外の者が、入札参加させない無資格業者に再委任又は再下請負することを承認してはならない。

(一般競争入札参加者の選定等)

- 第7条 別表第2(3)イに掲げる建築物清掃又は常駐警備については、前年度に当該業務の履行の実績を有する者（現に履行中の者を含む。）を指定する場合は、当該契約の予定価格に対応する等級に属しない者であっても、当該競争入札に参加する資格のある者として指定することができる。
- 2 理事長は、一般競争入札に付する場合において特に必要があると認めるときは、技術的適合性、経営状況等について、当該契約の入札に参加する者に必要な要件を定めることできる。
  - 3 理事長は、一般競争入札に付するときは、地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の措置を受け、当該措置の期間中の一般競争入札参加資格者を入札に参加させないものとする。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

- 第8条 第2条から第6条の2までの規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名競争入札参加者の選定)

- 第9条 第7条第1項の規定は、指名競争入札参加者の選定について準用する。
- 2 理事長は、指名競争入札に付する場合において、特に緊急を要する契約、特別の技術等を要する契約その他特別の理由がある契約については、前項の規定により準用する第7条第1項の規定によらないで、指名競争入札の参加者を選定することができる。

## 附則

この要綱は平成31年2月1日から施行する。

### 別表第1（第2条関係）

- (1) 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合）
- (2) 身分証明書（個人が申請する場合）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 営業を行ううえで法令上許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録証明書の写し（「施設維持管理業務」の登録種目51から55までに申請する場合）
- (7) 財務諸表等（個人の場合、確定申告書等）
- (8) 技術者資格免許書の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「施設維持管理業務」の登録種目51又は56に申請する場合）
- (9) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険への加入及び保険料の未納がない（保険料を納付している）ことを証する書類の写し（「施設維持管理業務」の登録種目51又は56に申請する場合）
- (10) 事業協同組合等で申請する場合は、前各号の書類のほかに次に掲げる書類
  - ア 定款
  - イ 組合員名簿
  - ウ 役員名簿
  - エ 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）
  - オ 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）
  - カ 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）
- (11) その他理事長が必要と認める書類

### 別表第2（第3条関係）

#### (1) 物品の売買、修繕及び製造の請負

分類	登録種目		分類	登録種目	
	番号	種目		番号	種目
印刷・写真 ・広告	01-01	一般印刷	薬品	07-01	医療用薬品
	01-02	軽印刷		07-02	防疫・農業用薬品
	01-03	封筒		07-03	工業薬品
	01-04	写真		07-04	薬品のその他
	01-05	複写	燃料	08-01	石油製品
	01-06	広告、看板		08-02	ガス、固定燃料
	01-07	印刷、写真、広告のその他		08-03	燃料のその他
事務用品	02-01	文具	教育用品	09-01	学校教材具
	02-02	事務用機器		09-02	図書
	02-03	紙		09-03	運動具

	02-04	印章		09-04	楽器
	02-05	事務用品のその他		09-05	教育用品のその他
機械器具	03-01	医療用機械器具	建材	10-01	土石・二次製品
	03-02	計測・理学機械器具		10-02	セメント・二次製品
	03-03	家電、視聴覚機器		10-03	木材
	03-04	工作用機械器具		10-04	鉄鋼
	03-05	産業用機械器具		10-05	樹脂、ガラス
	03-06	厨房機械器具		10-06	塗料
	03-07	消防機械器具		10-07	建材のその他
	03-08	機械器具のその他		11-01	動物、植物
車両・船舶 ・航空機	04-01	自動車	動植物	11-02	動植物のその他
	04-02	二輪、雑車		12-01	食品
	04-03	自動車部品	雑貨・百貨	13-01	時計、装身具
	04-04	自動車修理		13-02	記念品
	04-05	船舶、航空機		13-03	娯楽用品
	04-06	車両、船舶、航空機のその他		13-04	荒物、雑貨
				13-05	百貨店、総合商社
				13-06	雑貨、百貨のその他
家具・装飾	05-01	スチール家具	—	14-01	不用品の売払い
	05-02	木工家具	—	15-01	その他
	05-03	建具、畳	—	16-01	電力供給
	05-04	装飾、寝具			
	05-05	家具・装飾のその他			
縫製	06-01	衣料品			
	06-02	皮革・ゴム・ビニール製品			
	06-03	帆布			
	06-04	縫製その他			

## (2) 物品の借入れ

登録種目		登録種目	
番号	種目	番号	種目
20-01	コンピュータ機器・システム	20-05	家具・装飾
20-02	コンピュータ機器以外の機械器具	20-06	園芸用品
20-03	車両・船舶	20-07	その他
20-04	仮設建物（物品に限る）		

## (3) 役務の提供

## ア 施設維持管理業務を除く役務

登録種目		登録種目	
番号	種目	番号	種目
30-01	検査・測定	30-08	機械器具（建物附属設備、機械設

30-02	調査・研究		備を除く。) の保守点検
30-03	計画策定	30-09	道路・公園等の維持管理
30-04	広報・宣伝	30-10	河川・下水道等の維持管理
30-05	催事・展示	30-11	運送・保管
30-06	情報処理(コンピュータ関連)	30-12	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
30-07	建物附属設備、機械設備(施設維持管理業務に掲げているものを除く。)の保守点検・運転管理	30-13	クリーニング
		30-14	司法書士、土地家屋調査士への依頼
		30-15	その他

## イ 施設維持管理業務

登録種目	
番号	種目
51	建築物清掃
52	建築物空気環境測定
53	建築物飲料水水質検査
54	建築物飲料水貯水槽清掃
55	建築物ねずみこん虫等防除
56	常駐警備
57	冷暖房設備等の運転管理(常駐)
58	自家用電気工作物の保守点検
59	消防用設備の保守点検
60	電話交換
61	機械警備

別表第3(第3条関係)

## 建築物清掃及び常駐警備の等級区分の審査基準

当該種 目にお ける過 去2年 の平均 売上高	経営状況等審査事項	審査数値(点)	
		特定調達契約	左記以外の契約
(1)会社全体			
5億円以上		40	15
3億円以上	5億円未満	32	12
1億円以上	3億円未満	24	9
5千万円以上	1億円未満	16	6
	5千万円未満	8	3
売上なしの場合		0	0
(2)広島市内			
3億円以上			25
2億円以上	3億円未満		20
1億円以上	2億円未満		15
5千万円以上	1億円未満		10

	5千万円未満		5
	売上なしの場合		0
自己資本額	2億円以上	10	10
	1億円以上	2億円未満	8
	5千万円以上	1億円未満	6
	1千万円以上	5千万円未満	4
		1千万円未満	2
	マイナスの場合		0
流动比率	200%以上	10	10
	150%以上	200%未満	8
	100%以上	150%未満	6
	50%以上	100%未満	4
		50%未満	2
営業年数	30年以上	10	10
	20年以上	30年未満	8
	10年以上	20年未満	6
	5年以上	10年未満	4
		5年未満	2
従業員数	500人以上	10	10
	300人以上	500人未満	8
	100人以上	300人未満	6
	50人以上	100人未満	4
		50人未満	2
有資格者数	(1)会社全体		
	15人以上	20	
	10人以上	15人未満	16
	5人以上	10人未満	12
	3人以上	5人未満	8
		3人未満	4
	(2)広島市内		
	15人以上		20
	10人以上	15人未満	16
	5人以上	10人未満	12
	3人以上	5人未満	8
		3人未満	4
指名停止等の状況	指名停止及び資格取消期間 (1か月当たり)	-0.7	-0.7

## ※1 流動比率の取扱い

- ・ 流動資産(分子)が「0」の場合は、審査数値は0点とする。
- ・ 流動負債(分母)が「0」の場合は、審査数値は10点とする。

- ・ 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。

※2 指名停止等の期間の取扱い

- ・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。
- ・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。

別表第4（第3条、第7条関係）

等級及び等級に対応する予定価格

建築物清掃

等級区分	審査数値	予定価格
A	70点以上	1,200万円以上
B	70点未満 50点以上	1,200万円未満 300万円以上
C	50点未満	300万円未満

(2) 常駐警備

等級区分	審査数値	予定価格
A	70点以上	1,700万円以上
B	70点未満 50点以上	1,700万円未満 900万円以上
C	50点未満	900万円未満